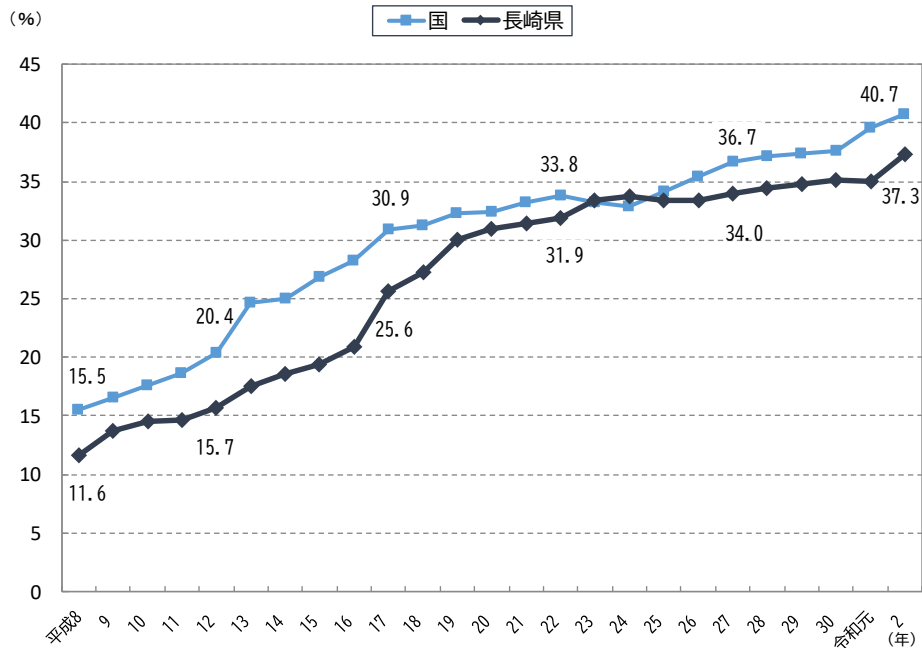


図表で見る男女共同参画の現状

【基本目標 I】あらゆる分野における女性の参画拡大

① 審議会等における女性委員の割合

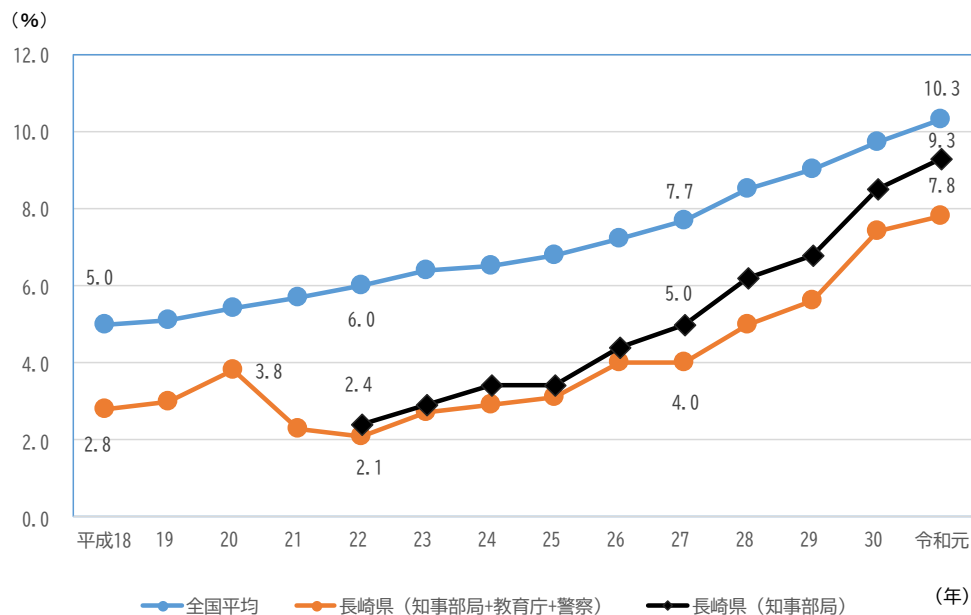


注：国の平成10～13年の数値は3月31日現在、平成14年以降の数値は9月30日現在。

長崎県の平成10～16年の数値は3月31日現在、平成17年以降の数値は4月1日現在。

(出典：内閣府・長崎県調べ)

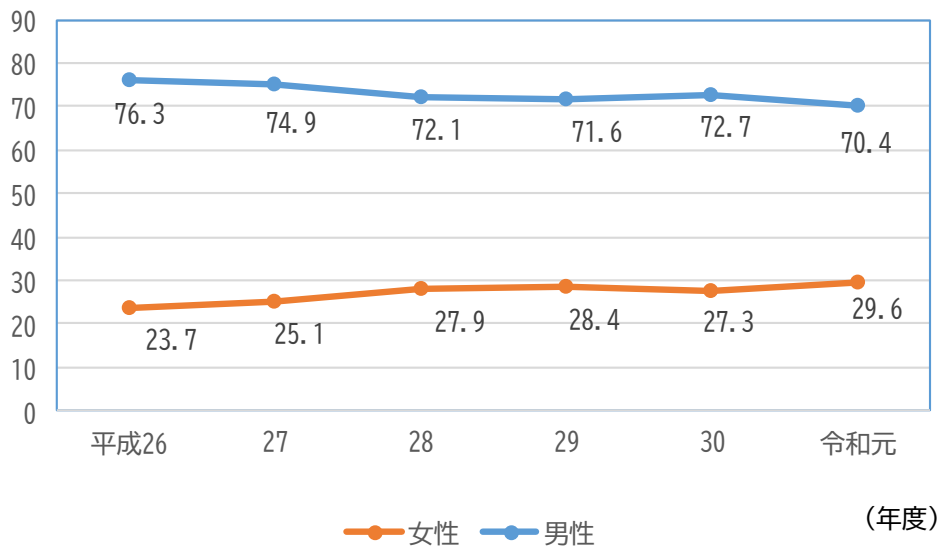
② 都道府県の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合（全国、長崎県）



注：数値は毎年4月1日現在。

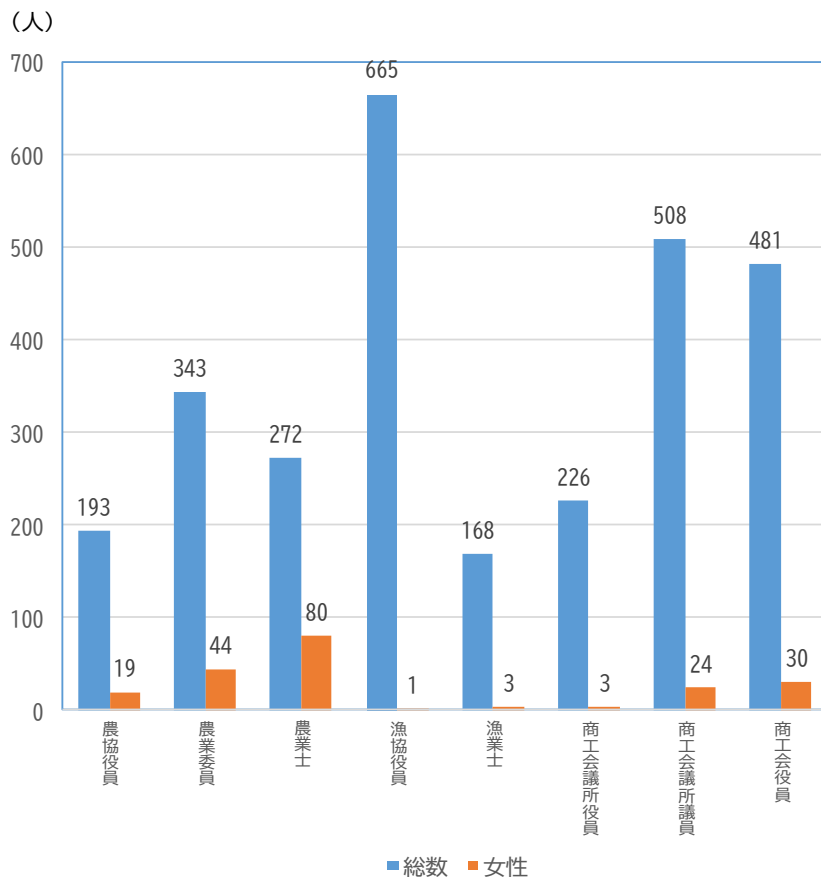
(出典：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、長崎県調べ)

③ 民間における管理職（係長級以上）に占める女性の割合（長崎県）



(出典：長崎県「労働条件等実態調査」)

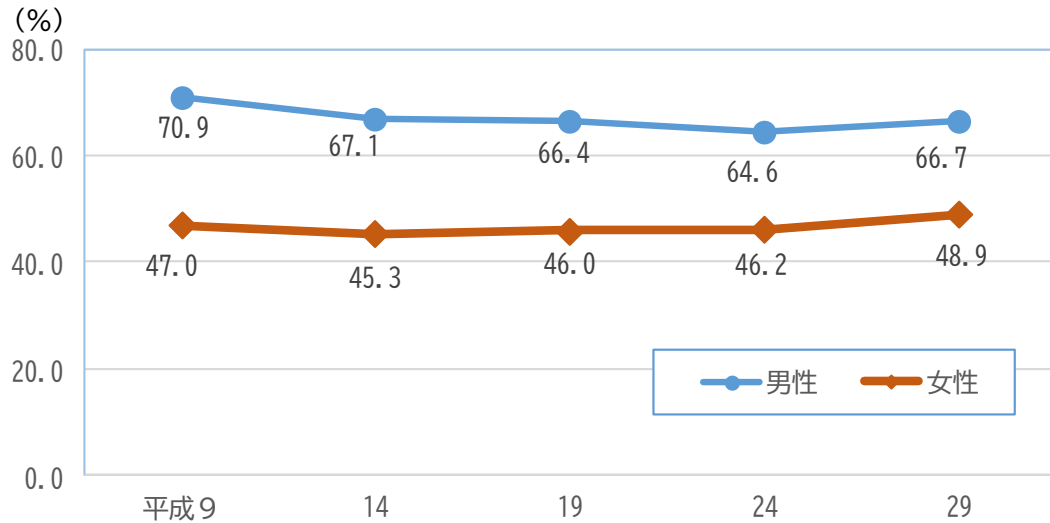
④ 農林漁業、商工業における役員等の人数（長崎県）



注：農協役員は令和2年3月31日現在、農業委員は令和2年8月調査現在。
 農業士、漁協役員、漁業士は令和2年4月1日現在。
 商工会議所議員、商工会議所役員、商工会役員は令和2年4月1日現在。

(出典：長崎県調)

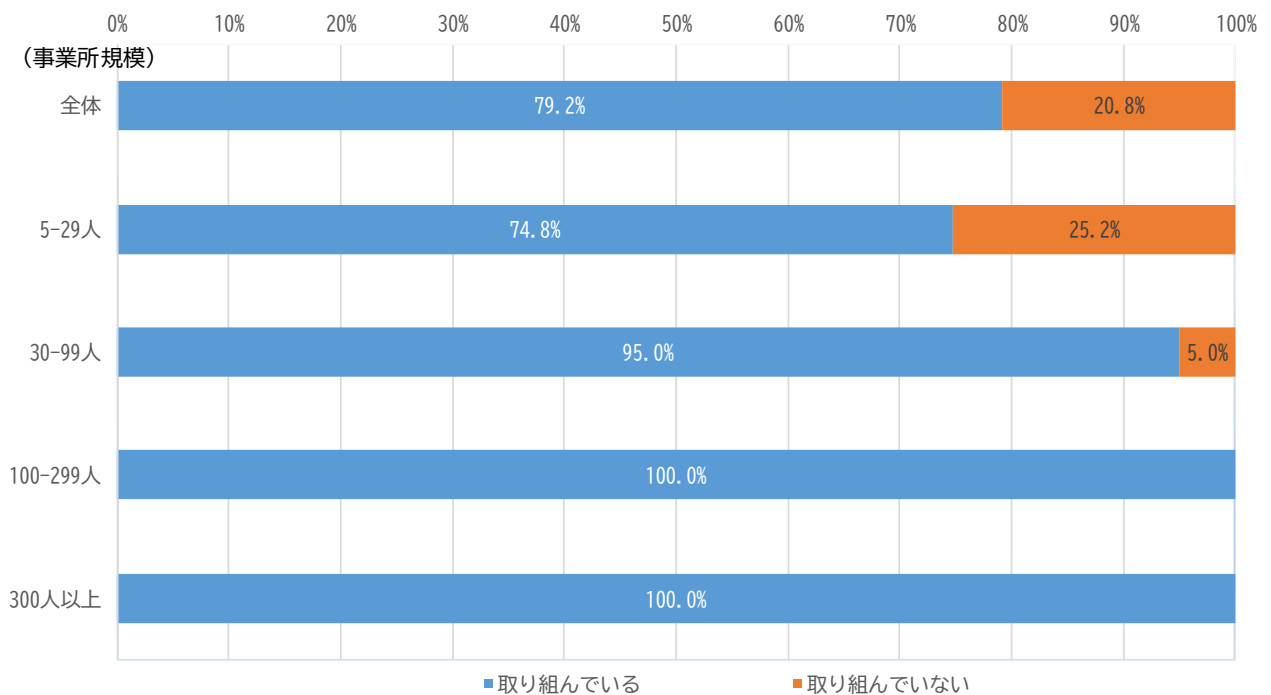
⑤ 男女別有業者の割合の推移（長崎県）



（出典：総務省「就業構造基本調査」）

【基本目標Ⅱ】誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

① ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合（長崎県）

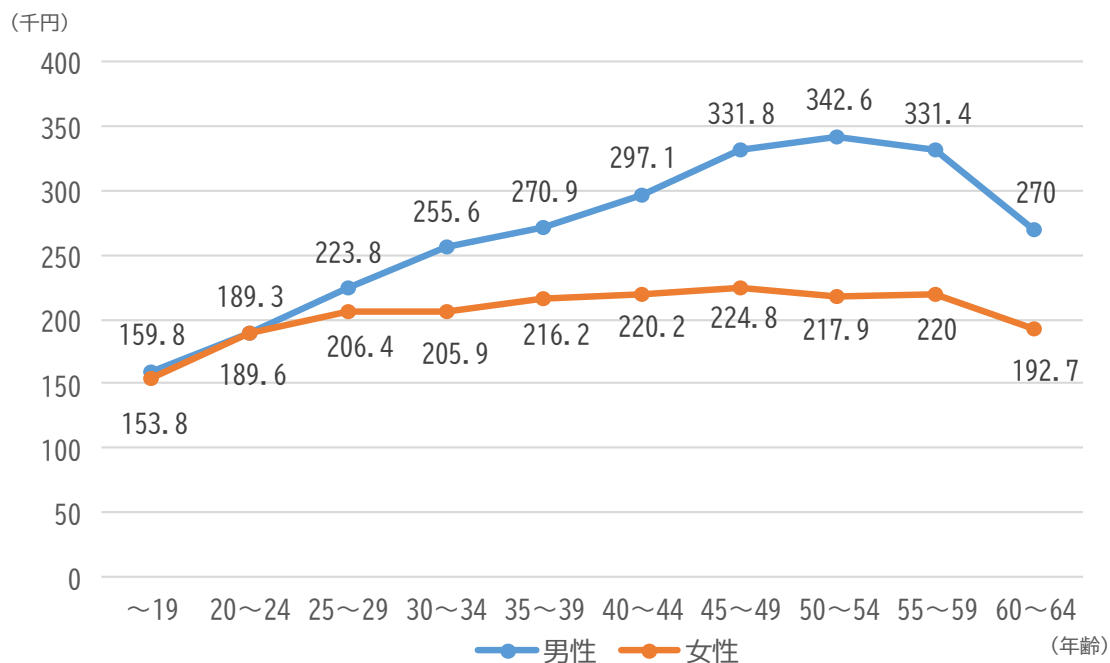


注：回答した 778 事業所のうち、取り組んでいると回答したのは 616 事業所。

事業所規模別で見ると、5～29人が564事業所、30～99人が115事業所、100～299人が28事業所、300人以上が9事業所となっている。

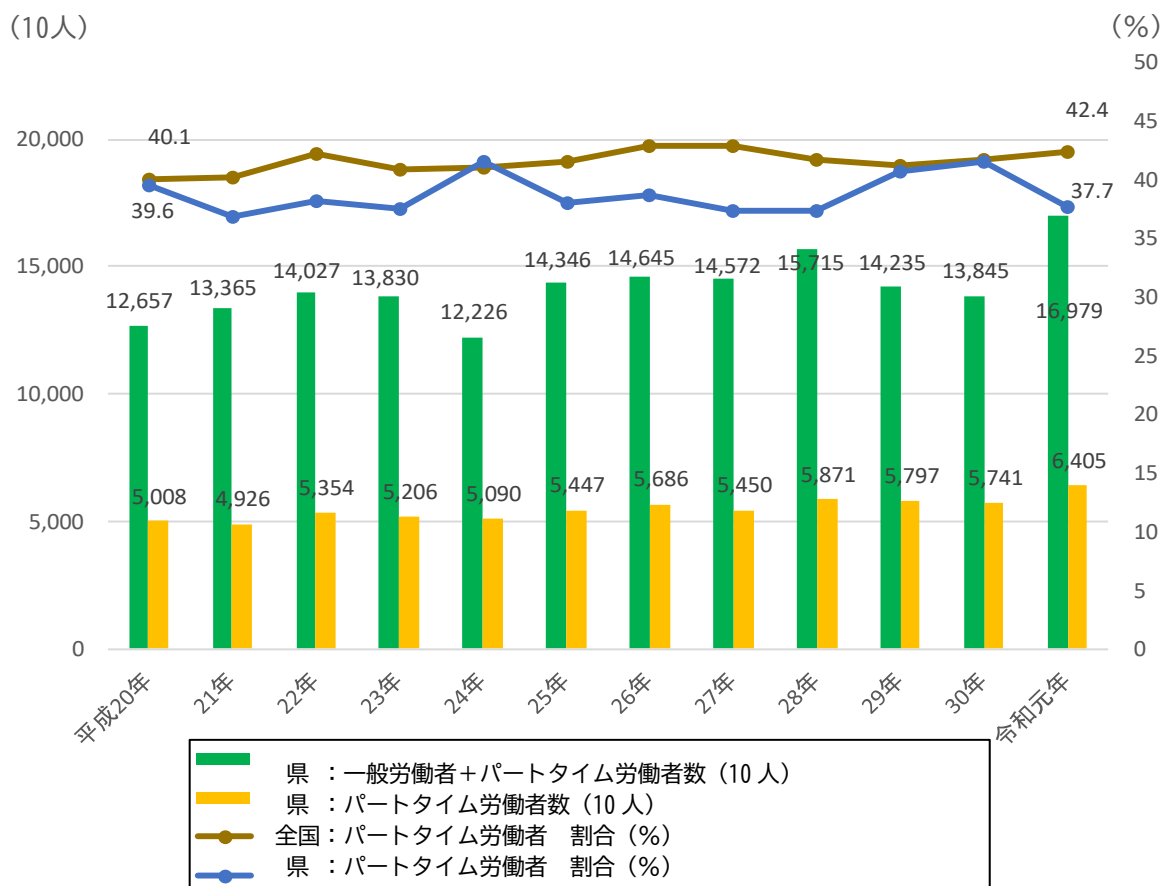
（出典：長崎県「令和元年度労働条件等実態調査」）

② 年齢階級別きまって支出する所定内給与額の正社員・男女別比較（長崎県）



(出典：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」)

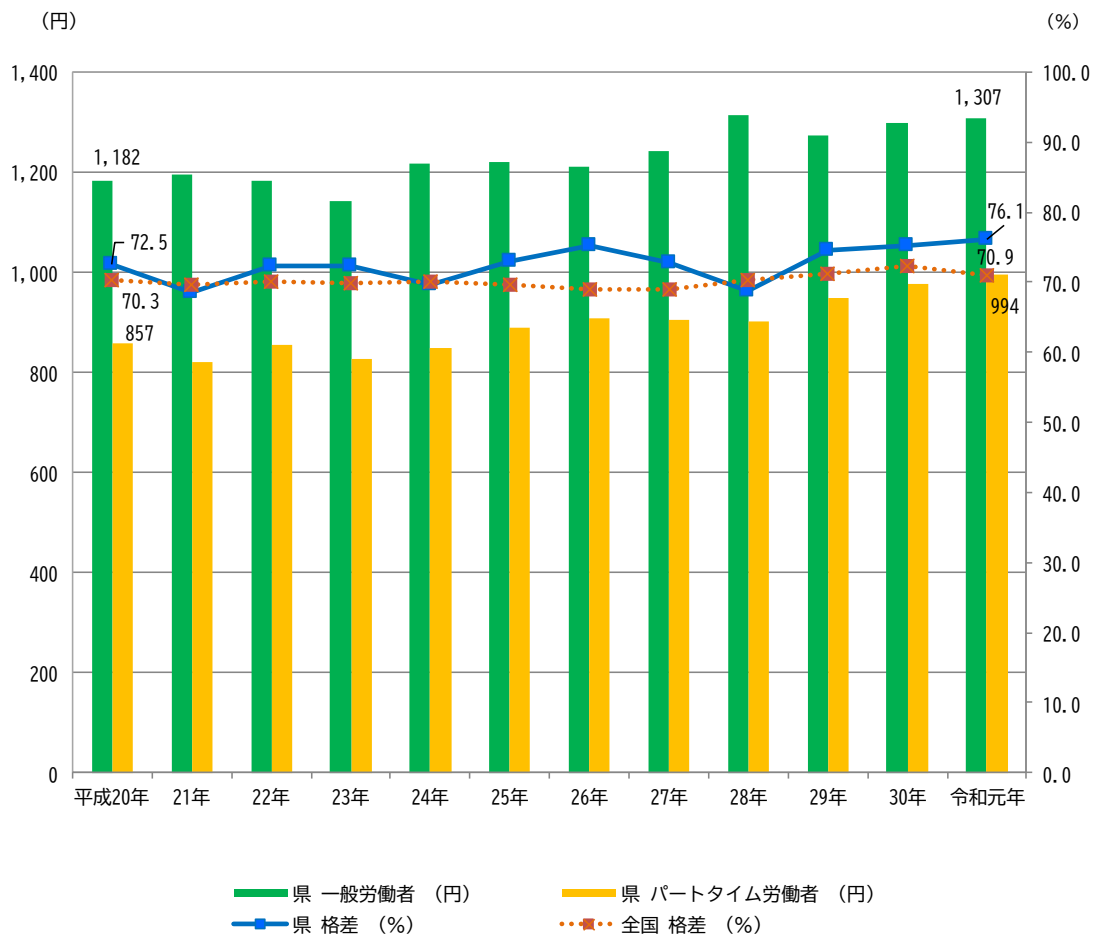
③ 一般労働者とパートタイム労働者数の推移（女性）



注：数値は各年6月30日現在。

(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

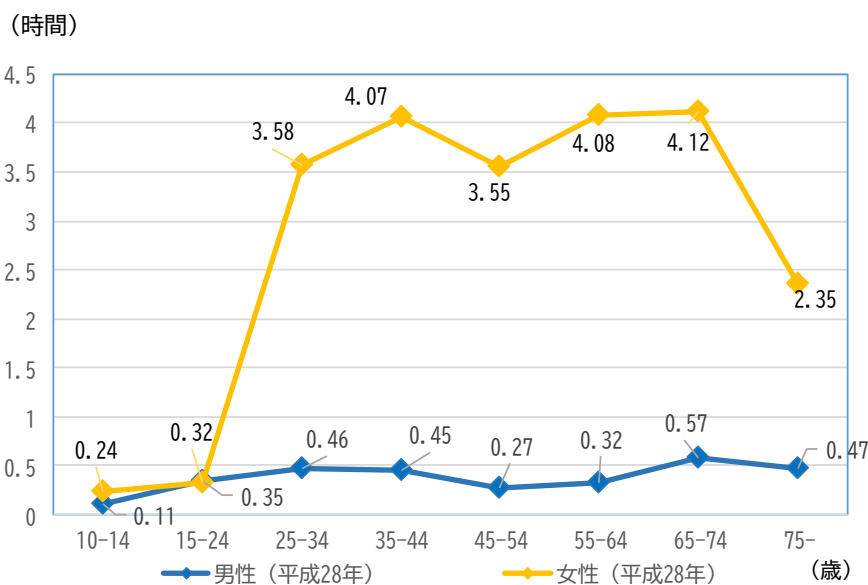
④ 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移（女性）



注：一般労働者の数値は、月間所定内実労働時間で除した額、パートタイム労働者は1時間当たりの額。

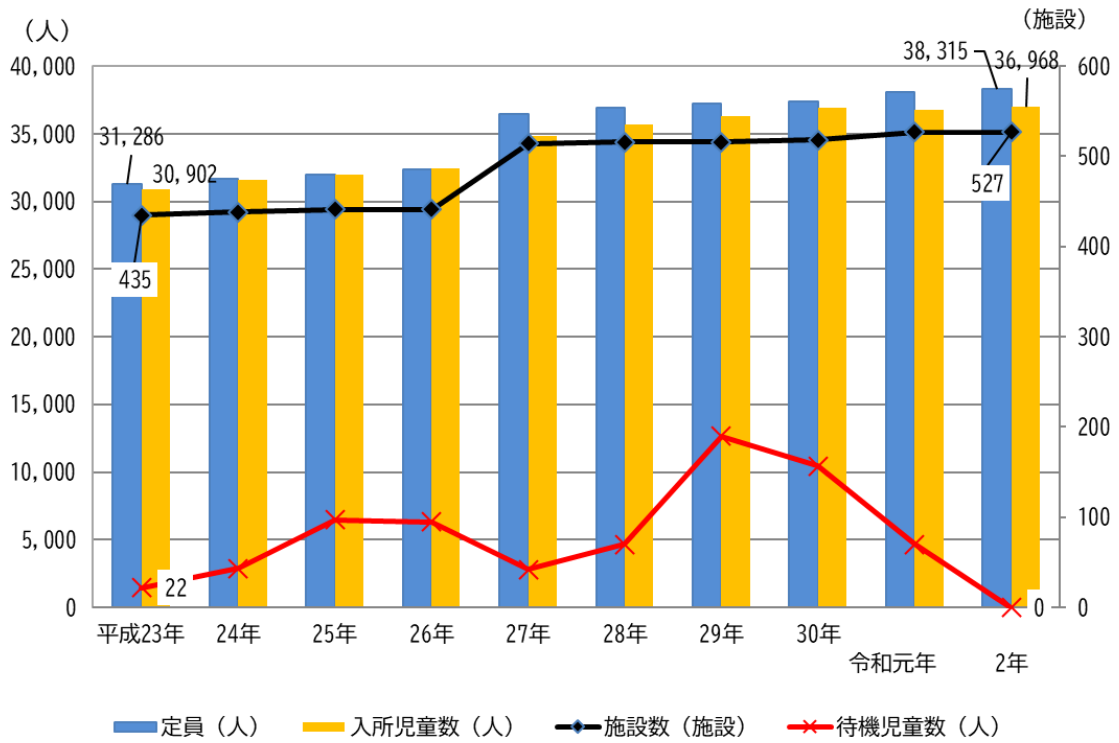
(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

⑤ 男女、年齢階級別1日当たりの家事関連時間（週全体の平均）（長崎県）



(出典：総務省「平成28年社会生活基本調査」)

⑥ 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移（長崎県）

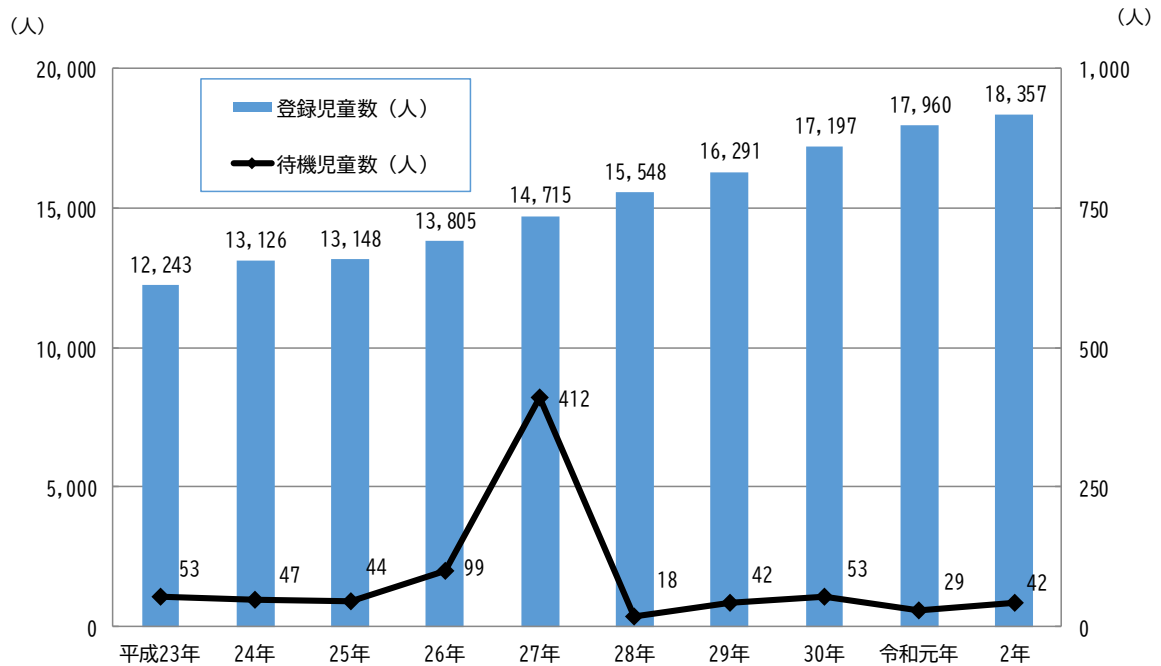


注1：数値は各年4月1日現在。

注2：平成27年度以降は認定こども園（定員・入所児童数は2号、3号認定児童）を含む。

（出典：長崎県調べ）

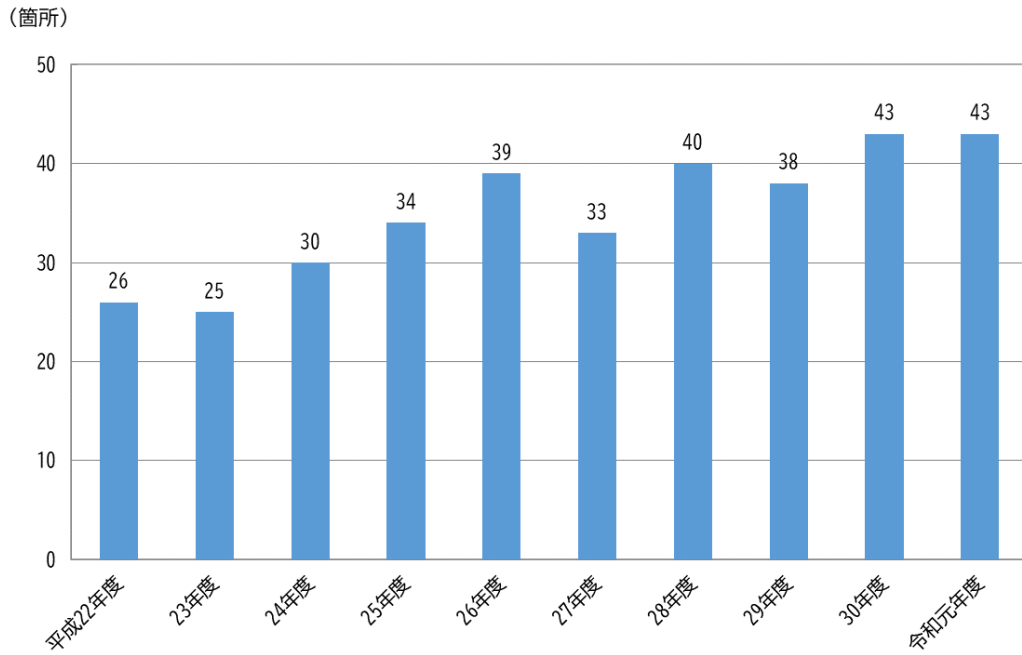
⑦ 放課後児童クラブ登録児童数及び待機児童数の推移（長崎県）



注：平成26年度まではクラブ数、平成27年度以降は支援の単位数。

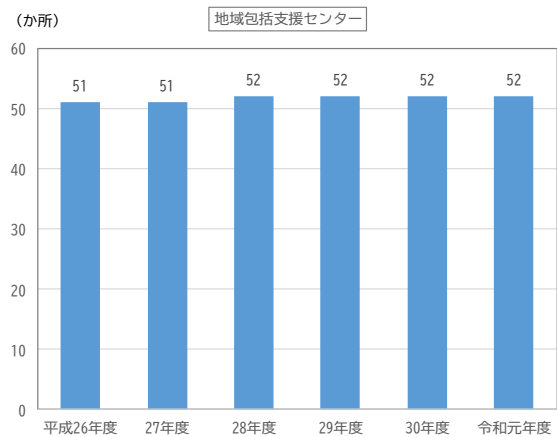
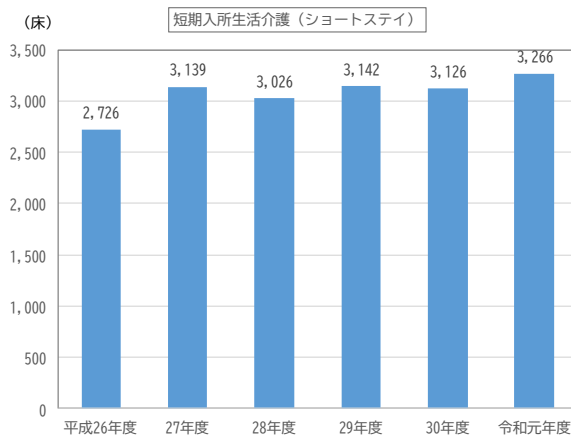
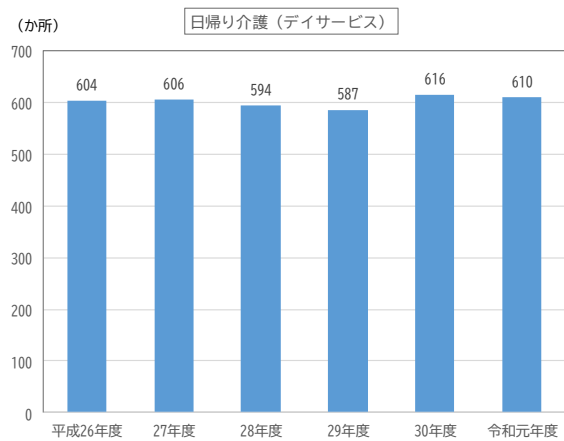
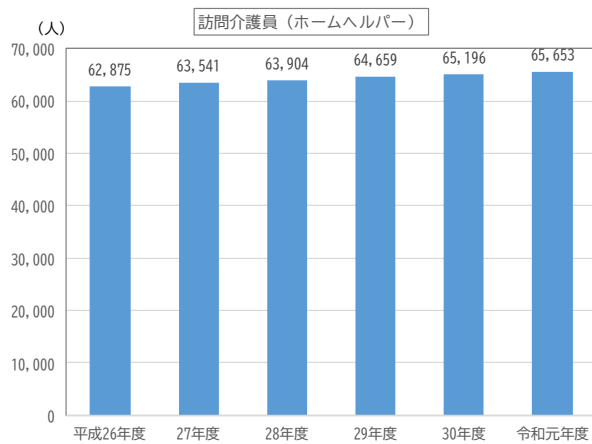
（出典：長崎県調べ）

⑧ 病児・病後児保育実施施設数の推移（長崎県）



(出典：長崎県調べ)

⑨ 在宅福祉対策の整備状況



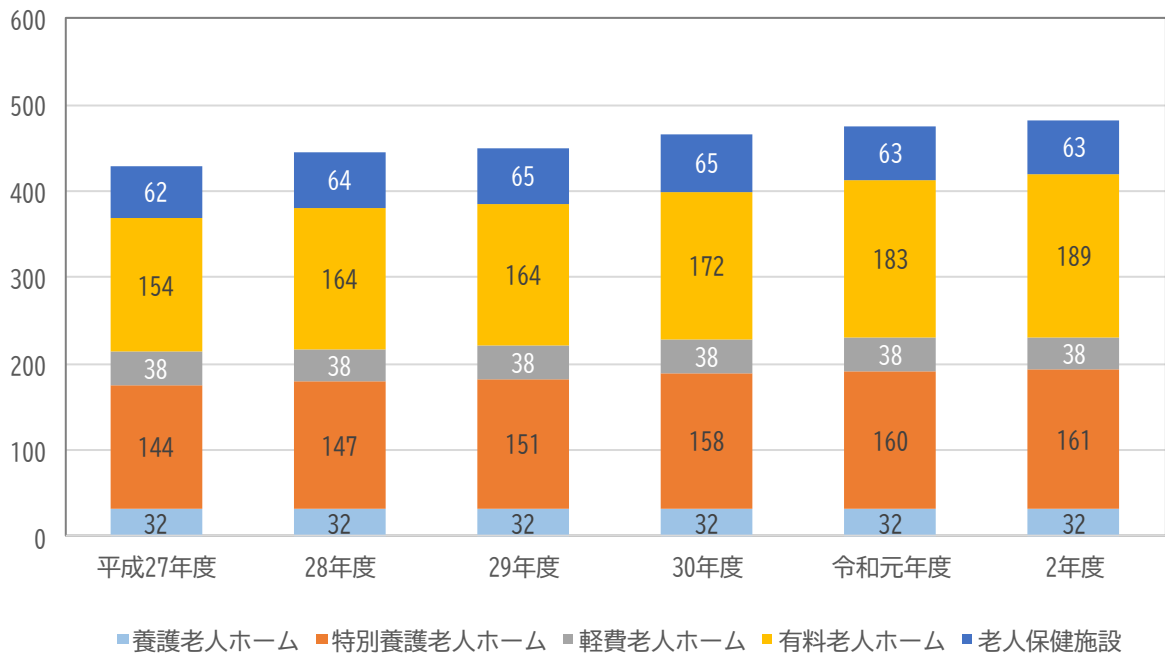
注：各年3月末時点。

(出典：長崎県調べ)

⑩ 老人ホーム等の整備状況（長崎県）

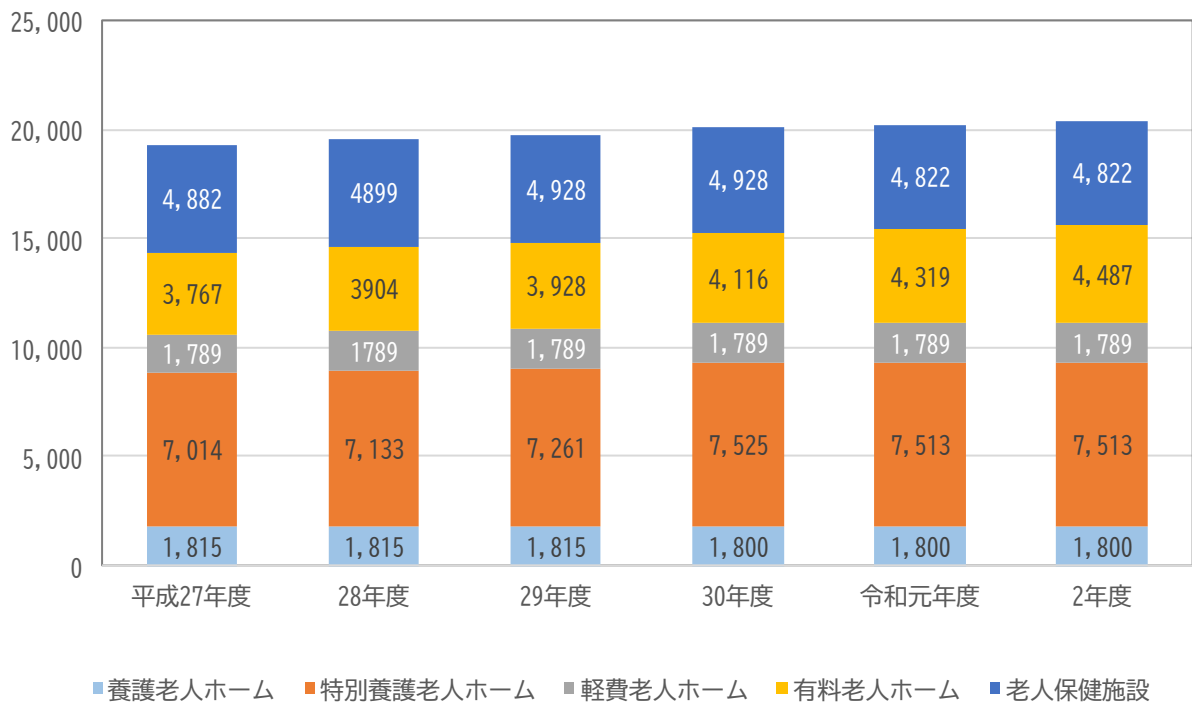
(施設)

施設数



(人)

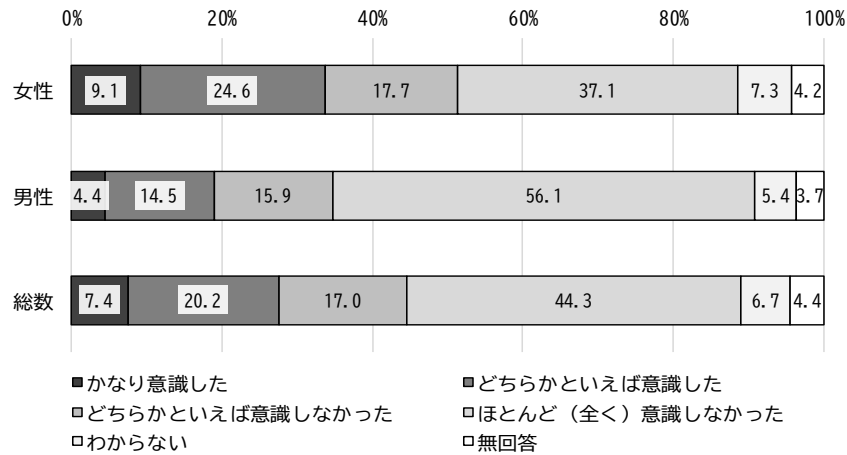
定員



注：数値は各年4月1日現在。

(出典：長崎県調べ)

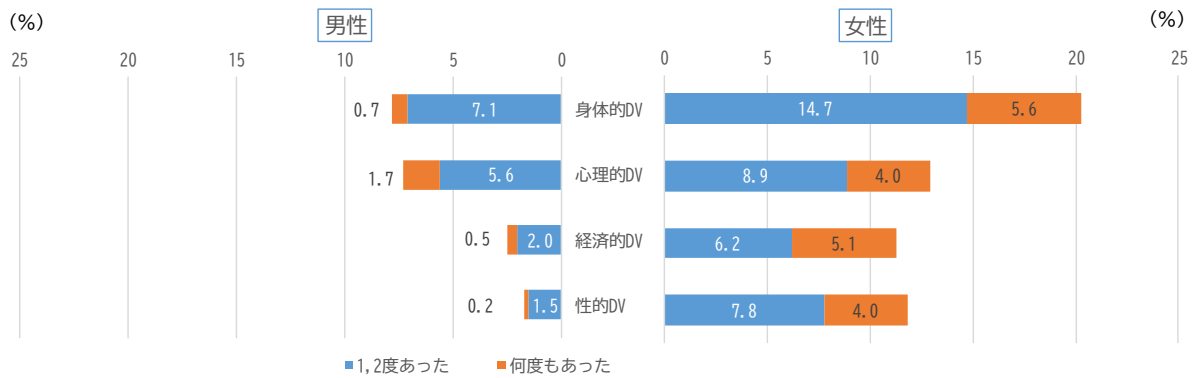
⑪ 進路・職業選択の際に性別を意識した人の割合（長崎県）



（出典：長崎県「令和元年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」）

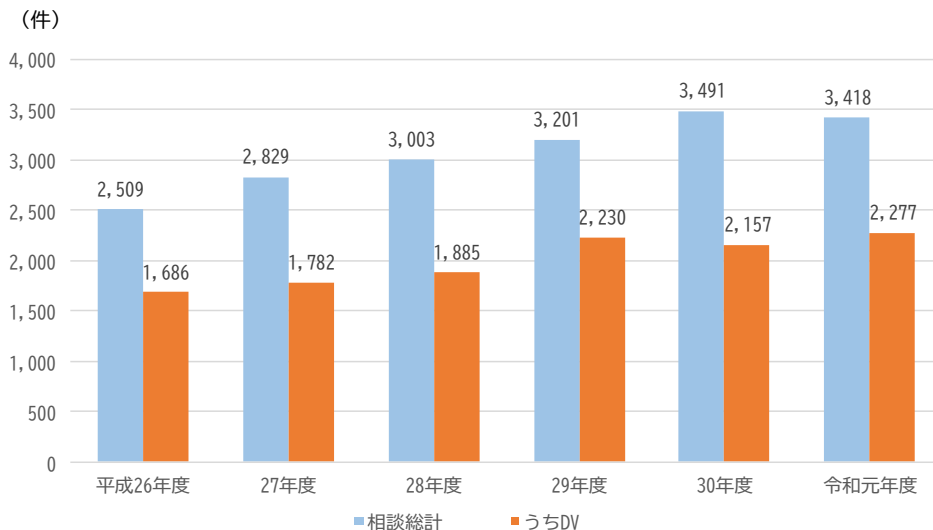
【基本目標Ⅲ】安全・安心な暮らしの実現

① DVを受けた経験等（長崎県）



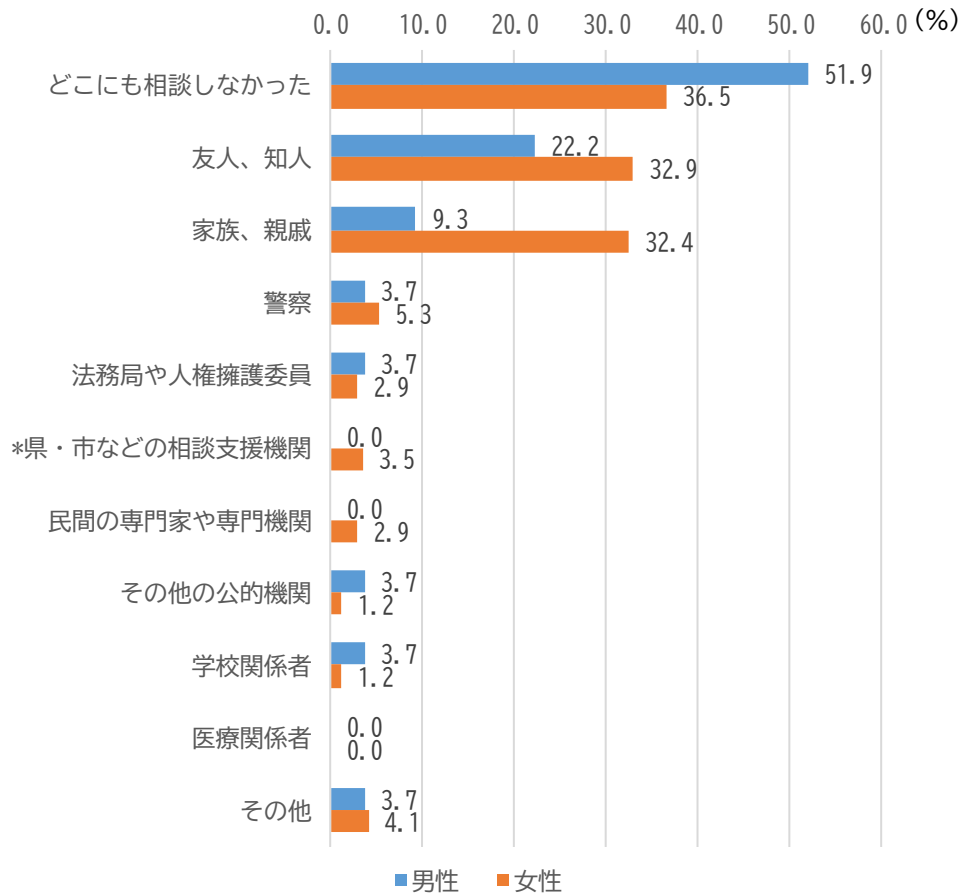
（出典：長崎県「令和元年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」）

② 県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（長崎県）



（出典：長崎県調べ）

③ DV被害についての相談（長崎県）

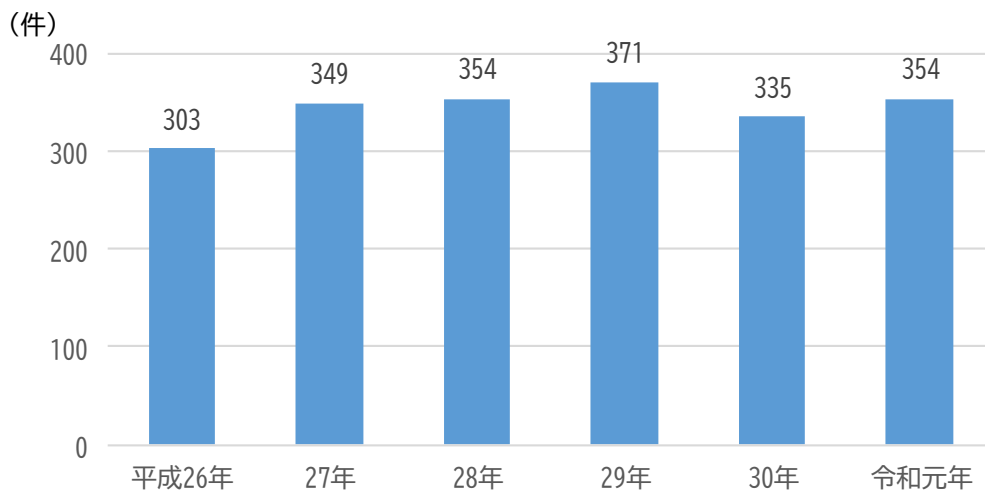


※県・市などの相談支援機関

…配偶者暴力相談支援センター、県こども・女性・障害者支援センター（婦人相談所）、男女共同参画推進センターなど。

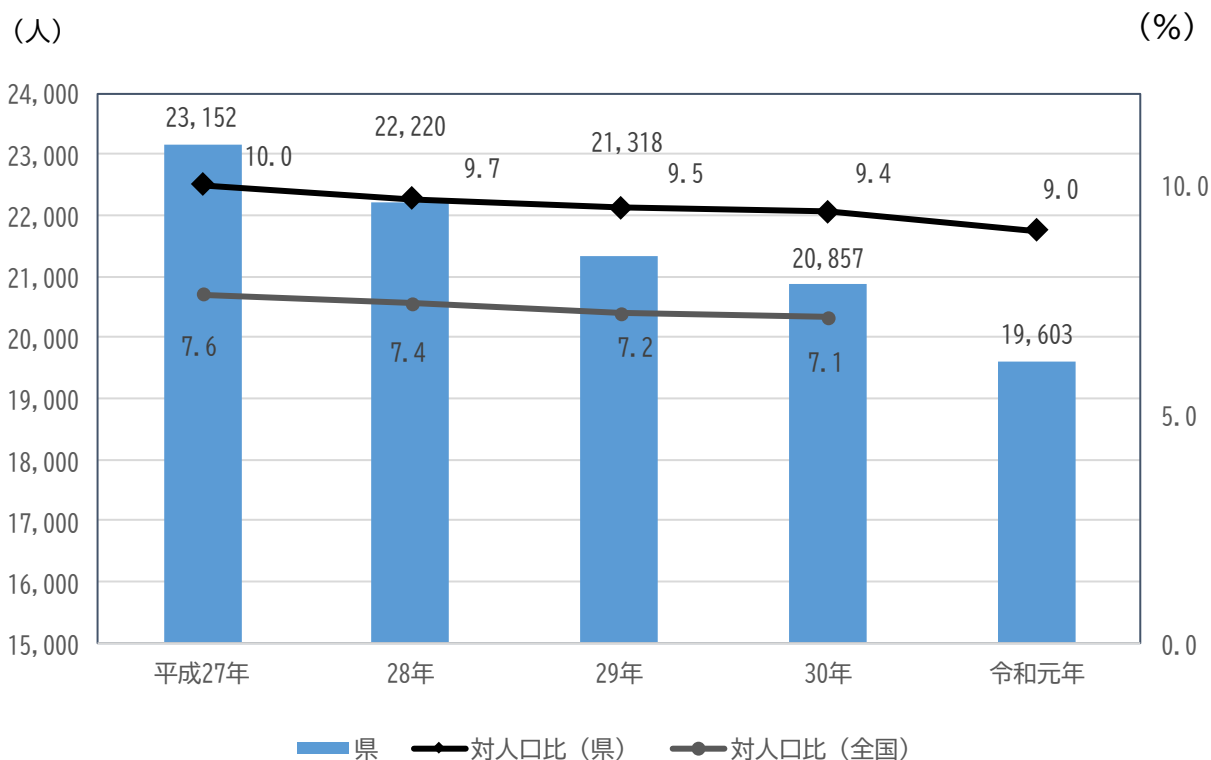
（出典：長崎県「令和元年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」）

④ 警察におけるDV事案の相談等



（出典：長崎県警察本部調べ）

⑤ 児童扶養手当受給者の子どもの人数（長崎県、全国）



注1：本県人口は、国勢調査又は推計人口による18歳以下の数（毎年10月1日現在）。

注2：全国人口は、国勢調査又は総務省統計局による18歳以下の数（毎年10月1日現在）。

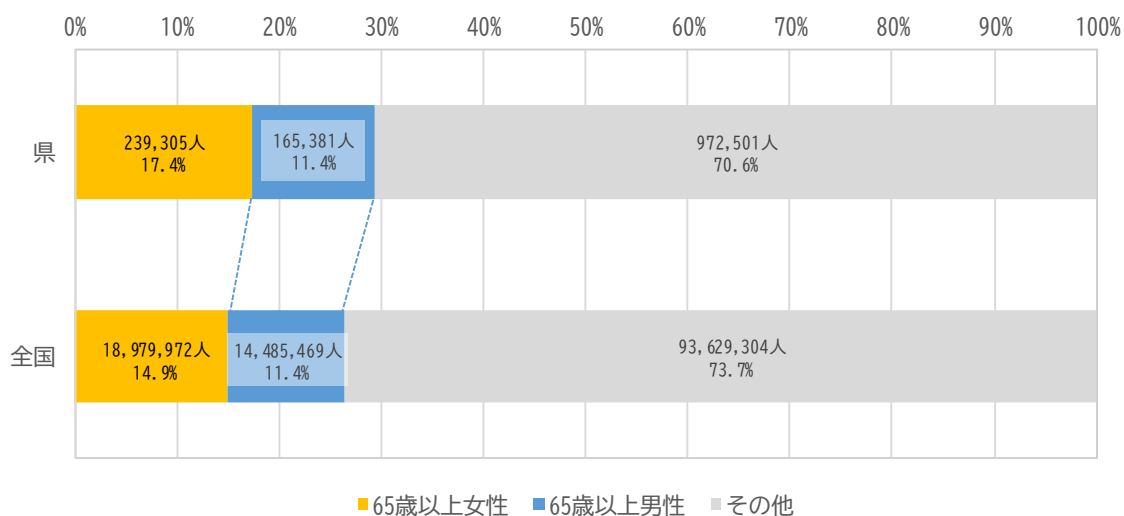
なお、令和元年の数値は未公表。

注3：児童扶養手当受給者の子どもの人数は、福祉行政報告例（厚生労働省）からの推計値。

注4：数字は各年の3月時点。

（出典：長崎県調べ）

⑥ 高齢化の状況（長崎県、全国）



（出典：総務省「平成27年国勢調査」）

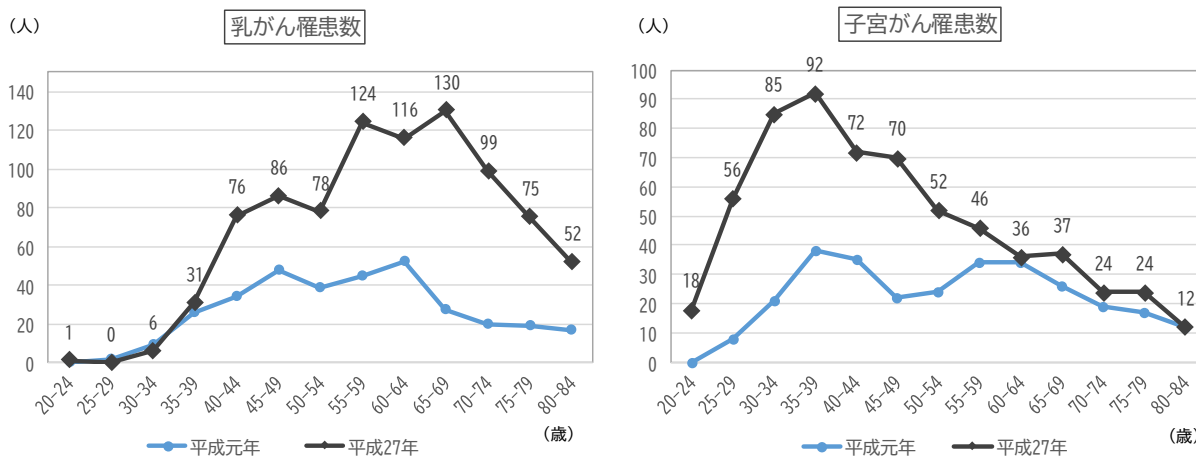
⑦ 死因別死亡数（長崎県、男女別）

区分	女 (9,064)			男 (8,548)		
	死 因	死亡数 (人)	割合 (%)	死 因	死亡数 (人)	割合 (%)
第1位	悪性新生物<腫瘍>	2,048	22.6	悪性新生物<腫瘍>	2,722	31.8
第2位	心疾患(高血圧性を除く)	1,603	17.7	心疾患(高血圧性を除く)	1,059	12.4
第3位	老衰	959	10.6	肺炎	653	7.6
第4位	脳血管疾患	698	7.7	脳血管疾患	594	6.9
第5位	肺炎	675	7.4	誤嚥性肺炎	363	4.2
第6位	誤嚥性肺炎	262	2.9	老衰	284	3.3
第7位	不慮の事故	217	2.4	不慮の事故	275	3.2
第8位	その他消化器系の疾患	202	2.2	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	221	2.6
第9位	アルツハイマー病	192	2.1	慢性閉塞性肺疾患	175	2.0
第10位	腎不全	185	2.0	腎不全	155	1.8

注：割合については、死亡総数から算出。

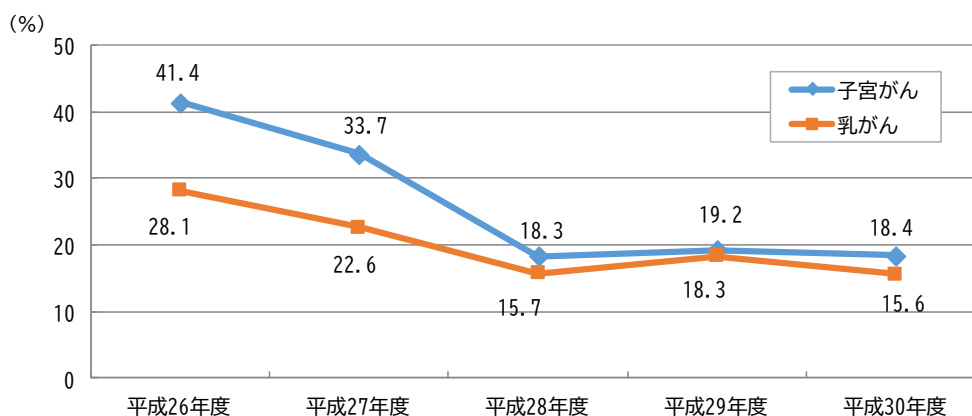
(出典：厚生労働省「令和元年人口動態統計」)

⑧ 子宮がん、乳がん罹患状況（長崎県、平成元年と平成27年の比較）



(出典：長崎県「長崎県のがん登録」)

⑨ 子宮頸がん、乳がん検診受診率の推移（長崎県）

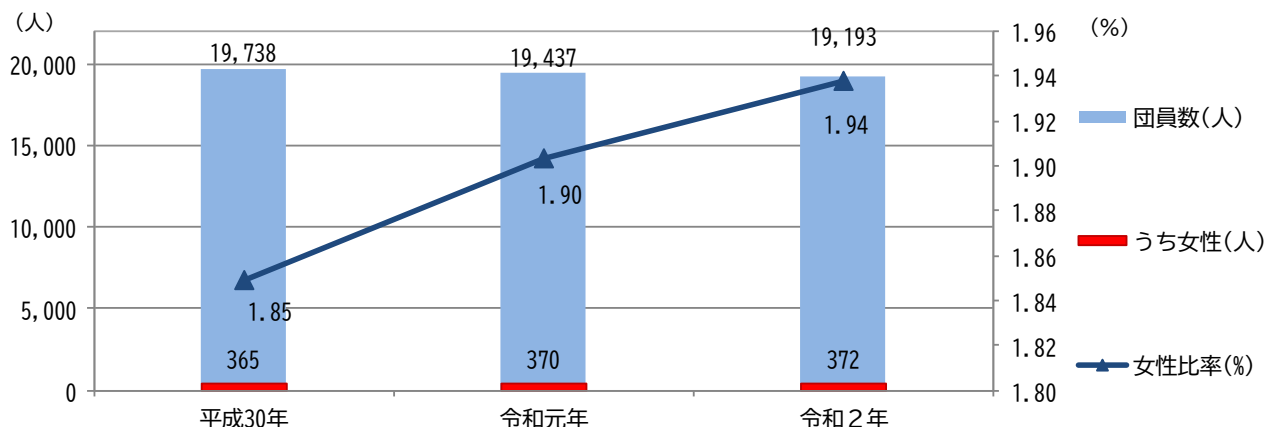


注：検診率の算出法が変更され、年度比較はできない。

※平成28年度以降：対象者数から就業者数を除外しない。

(出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」)

⑩ 消防団員数と女性の数の推移（長崎県）



（出典：長崎県「長崎県消防防災年報」）

【基本目標Ⅳ】推進体制の整備・強化

① 長崎県男女共同参画推進会議設置要綱

（目的）

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、長崎県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1)長崎県男女共同参画基本計画の策定・推進に関すること。
- (2)男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表1の関係部局長をもって充てる。

（議長等の職務）

第4条 議長は、推進会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるとき、または議長が欠けたとき等は、その職を代理する。
- 3 推進会議は、必要に応じ、議長が招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

（幹事会等）

第5条 所掌事務を処理するため、幹事会を置くほか、幹事会に付議する事案について調査・検

討させるため、必要に応じてワーキンググループを置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事は、県民生活環境部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表1の各部局主管課長をもって充てる。
- 5 幹事会は、代表幹事が主宰する。
- 6 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。なお、議題により幹事会出席者を調整する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。(以下略)

別表1 (第3条、第5条関係)

危機管理監
企画部
総務部
地域振興部
文化観光国際部
県民生活環境部
福祉保健部
こども政策局
産業労働部
水産部
農林部
土木部
出納局
監査事務局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局
交通局
教育庁
警察本部

② 長崎県男女共同参画審議会要綱

(目的)

第1条 長崎県の男女共同参画推進条例（平成14年長崎県条例第10号）第20条第8項に基づき、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表
- (3) 関係女性団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた者

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員のうちから互選する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に苦情処理及びその他の問題を処理するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選とする。
- 4 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 5 部会長は、部会の会議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(長崎県男女共同参画懇話会設置要綱の廃止)

長崎県男女共同参画懇話会設置要綱は、廃止する。

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

③ 県内の男女共同参画推進センター一覧

団体名	名称	所在地	電話／FAX
長崎県	男女共同参画推進センター 「きらりあ」	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 2 階	095-822-4729 095-822-4739
長崎市	男女共同参画推進センター 「アマランス」	〒850-0874 長崎市魚の町 5-1 市民会館 1 階	095-826-0018 095-826-2244
佐世保市	男女共同参画推進センター 「スピカ」	〒857-0863 佐世保市三浦町 2-3 アルカス SASEBO 2 階	0956-23-3828 0956-23-3880
諫早市	男女共同参画推進センター 「ひと・ひと」	〒854-0016 諫早市高城町 5-25 高城会館 2 階	0957-24-1580 0957-22-9145
大村市	男女共同参画推進センター 「ハートパル」	〒856-0832 大村市本町 458 番地 2 中心市街地複合ビル 4 階	0957-54-8715 0957-54-8700
雲仙市	男女共同参画センター	〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714	0957-38-3111 0957-38-2755

④ ながさき女性活躍推進会議の概要

- 設立：平成 26 年 12 月 22 日（ながさき女性活躍推進フォーラムにおいて発足）
- 目的：官民一体で女性の社会進出の促進を図り、その個性と能力をより発揮する社会づくりを推進することで、女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図る。

